

**ショートステイ 千乃恵  
運営規程**

**有限会社コリウス**

(事業の目的)

第1条 有限会社コリウス(以下「コリウス」という。)が設置運営するショートステイ千乃恵(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、介護保険法の理念に基づき、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護(以下、「指定短期入所生活介護」という。)を提供し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び入格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2.事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

3.事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的かつ効果的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 : ショートステイ 千乃恵
- 二 所在地 : 秋田県秋田市四ツ小屋字城下当场253-4

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は有限会社コリウスとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者1名(常勤)
  - (1)管理者は、会社社長の命を受けて、生活相談員その他の職員の管理、業務実施状況の等をはじめとする本事業全体の管理、運営を行う。
  - (2)管理者は、当該事業所の生活相談員その他の職員にこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 嘱託医1名  
利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員1名以上(うち1名は常勤)  
生活相談員は、サービスの提供内容や目標を盛り込んだ(介護予防)短期入所生活介護計画の作成、実施状況の把握、利用申込みの調整、職員に対する技術指導等を行う。

- 四 看護職員(介護職員と合わせて常勤換算で10名以上 そのうち1名以上は常勤)  
(介護予防)短期入所生活介護計画に基づきサービスを実施する上で、利用者の心身の状況や主疾患等を把握しサービスの提供を行う。
- 五 介護職員(看護職員と合わせて常勤換算で10名以上 そのうち1名以上は常勤)  
(介護予防)短期入所生活介護計画に基づきサービスを実施する上で、入浴・排泄・食事等の生活介護サービスの提供を行う。
- 六 機能訓練指導員1以上(看護職員兼務)  
(介護予防)短期入所生活介護計画に基づきサービスを実施する上で、利用者の残存機能の維持を目的としたサービスの提供を行う。
- 七 栄養士1以上  
栄養士は、入所者の栄養状態について必要な栄養管理を行う。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第6条 指定短期入所生活介護の利用人員は次のとおりとする。

- 一 定員:30名

(内容、手続きの説明及び同意)

- 第7条 利用者又は指定居宅介護支援事業者は、利用申込書及び居宅(介護予防)サービス計画書を事業所管理者あてに提出しなければならない。なお、管理者は、利用申込書受理後速やかに要否を決定し、本人又は家族に連絡するものとする。
- 2. 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
  - 3. 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、(介護予防)短期入所生活介護計画書が利用者の意向を基本として作成されているものであること等につき説明を行い理解を得るものとする。

(指定短期入所生活介護の提供方法)

- 第8条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供を求められたときには、利用者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめるものとする。
- 2. 事業所は、正当な理由がなく指定短期入所生活介護の提供を拒否してはならない。
  - 3. 事業所は、利用申込者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であることを認めた場合には、他の事業者の紹介その他必要な措置を講じる。

(指定短期入所生活介護の内容)

第9条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所生活介護の内容
  - (1)健康管理
  - (2)生活指導(相談援助等)
  - (3)介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等のサービス)
  - (4)給食サービス(食事介助、口腔ケア)
  - (5)入浴サービス
  - (6)機能訓練(日常生活訓練等)
  - (7)送迎

## 二 (介護予防)短期入所生活介護計画の作成

### 〔(介護予防)短期入所生活介護計画の担当配置〕

(イ)管理者は、居宅(介護予防)サービス計画書に基づき(介護予防)短期入所生活介護計画の作成に関する業務を行う。

### 〔利用者等への情報提供〕

(ロ)管理者は、(介護予防)短期入所生活介護計画作成開始にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービス内容、利用料等情報の提供を行う。

### 〔利用者の実態把握〕

(ハ)管理者は、(介護予防)短期入所生活介護計画にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

(ニ)管理者は、前項に定める課題の把握については、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

### 〔利用者からの同意〕

(ヘ)管理者は、利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

## 三 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

管理者は、(介護予防)短期入所生活介護計画書作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、(介護予防)短期入所生活介護計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて(介護予防)短期入所生活介護計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

### (利用料、その他費用の額)

第10条 事業所は、法定代理受領サービスである指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料については厚生労働大臣定める基準額によるものとし、その額の1割又は2割の支払いを受けるものとする。

2. 事業所は、その他費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

二 食事費(食費の標準負担額)

三 居住費(当事業所規定額)

四 その他日常生活上の便宜に係る費用

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いを受けることができる。

4. 利用者又は家族からの希望により、提供したサービスの合計が居宅サービス利用限度額を超えた場合は、説明のうえ同意を得て、その差額の支払いを受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 事業所の通常の送迎の実施地域については、秋田市、大仙市、潟上市、南秋田郡とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービス利用に当たって、体調不良等によって入院治療等が必要と判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第13条 事業所は、毎月国民健康保険団体連合会に対し(介護予防)短期入所生活介護計画において位置付けられている指定短期入所生活介護の法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。

2. 事業所は、(介護予防)短期入所生活介護計画に位置付けられている基準該当サービスに係る特例介護サービス費の支給に関する事務に必要な情報を記載した文書を、当該国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

(緊急時等における対処方法)

第14条 事業所の職員は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2. 事業所は、職員に対し、伝染病や感染予防等の基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持)

第17条 管理者やその他の職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講じる。

2. 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
3. 事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には、当該利用者の同意又は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第18条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(損害賠償)

第20条 本会社は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他)

第21条 事業所は、本事業の会計とその他事業会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

2. 事業所の運営規程の概要、管理者、その他職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. 管理者は、利用者に対し、サービスの利用の強要又は金品その他財産上の利益を収受してはならない。
4. 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、(介護予防)短期入所生活介護計画、サービス担当者会議等の記録、その他の指定居宅サービス(指定介護予防サービス)の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存する。
5. 事業所は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。
6. 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
7. 事業所は、すべての職員に対し、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
8. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
9. 事業所は、すべての職員(看護職員、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

附則 この運営規程は平成24年4月16日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成25年9月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成26年5月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成27年2月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成27年10月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成28年1月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成28年4月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成28年5月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成28年7月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成28年10月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成29年2月22日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成29年8月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成29年9月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成30年1月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成30年5月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成30年5月14日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成30年9月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成30年12月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は平成31年4月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和元年6月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和元年8月19日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和元年11月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和元年11月19日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和2年7月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和2年8月3日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和2年12月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和3年2月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和3年6月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和5年10月1日より施行する。  
附則 この規程の改正は令和6年3月1日より施行する。